

竹田看護専門学校 学校自己評価規程

(目的)

第1条 この規程は、本校の自己評価に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(自己評価の目的)

第2条 看護師養成所として厚生労働大臣の指定を受けた養成所は、養成所としての「教育水準維持・向上」と「創意工夫のある教育の追求」を図ることによって、常に質の高い看護師等を養成していく責務と義務がある。本校の学校運営や教育活動の課題を明確にし、継続的な改善を図ることを目的とする。

(自己評価の内容)

第3条 厚生労働省指針である「看護教育自己評価指針」評価一覧に基づく以下 8 領域を評価内容とする。

- I. 教育課程・教育目的・教育目標
- II. 教育課程経営
- III. 教授・学習・評価課程
- IV. 経営・管理過程
- V. 入学
- VI. 卒業・就職・進学
- VII. 地域交流／国際社会
- VIII. 研究

(自己評価の方法)

第4条 この自己評価は、本校の教職員で行う。

(自己評価の実施時期)

第5条 この自己評価は、原則として毎年1回(1月)実施する。

(自己評価の公表)

第6条 学校長は、評価の結果を学校運営委員会に報告しなければならない。また、評価結果及び改善策の提案は、本校のホームページで公表しなければならない。

この規程は、平成30年4月1日より実施する。